

令和 8 年 1 0 月 1 日
漁 港 課 長

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

水産庁より、別添のとおり、令和 8 年 7 月 1 日付け事務連絡「水産庁直轄工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」が発出され、ナフサを由来とする建設資材については、代替資材の調達や流通経路の見直し等、調達変更により必要となる経費をスライド条項の対象外とし、新たに「設計変更により計上」する運用が開始されたところです。

漁港課所管事業においても、国と同様に以下のとおり対応することとしましたので通知します。

なお、各市町村及び各建設業団体宛てに別途送付していることを申し添えます。

記

1 対象工事

漁港課及び各漁港事務所発注の工事

2 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材

3 適用

別紙 1：「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用

4 適用

令和 8 年 1 0 月 1 日以降に作成する工事の設計図書に適用する。

なお、令和 8 年 1 0 月 1 日以前に作成した工事の設計図書(既契約工事を含む)については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

担当

漁港課 漁港整備班

TEL：043-223-3021

FAX：043-201-2617

E-mail：minato7@mz.pref.chiba.lg.jp

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 1 日

関係都道府県

漁港・漁場・漁村・海岸・災害関係事業担当主務課長 殿

（参考送付）

国土交通省北海道開発局農業水産部水産課長 殿

内閣府沖縄総合事務局農林水産部林務水産課長 殿

水産庁漁港漁場整備部事業課
課長補佐（施工積算班）

水産庁直轄工事における中東情勢の変化による
建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（参考）

水産庁では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところです。

今般、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替品の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用を、水産庁が実施する直轄工事において導入しますのでお知らせいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、周知をお願いします。

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

水産庁では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところである。

今般、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用を定めたので、以下のとおり実施するものとする。

1. 対象工事

水産庁直轄工事とする。

2. 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材とする。

3. 設計変更の流れ

（1）発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。

（2）調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

（3）受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

4. 適用

本通知は、令和8年7月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。

なお、令和8年6月30日以前に入札契約手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

5. その他

（1）特記仕様書記載例

調達検討資材を含む対象工事において、以下の記載例を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。

既契約工事においては、特記仕様書記載例により受注者に指示を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、設定すること。

（特記仕様書記載例）

第〇条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた対応

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、発注者と協議するものとする。

表－〇 調達検討資材

資材名	規格	設計数量※ ²	単価適用年月※ ¹	単価適用地区※ ¹
塩化ビニル管	〇〇mm	〇〇m	R〇. 〇月	〇〇地区
塗料用シンナー	〇〇用シンナー	〇〇L	R〇. 〇月	〇〇地区

3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に発注者と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

※1：単価適用年月、単価適用地区については、入札時の設計条件を明示する。

※2：設計数量については、設計図書（数量総括表や図面等）に記載された数量を明示することを基本とする。

なお、設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から、一般的な換算値を用いて算出し明示するものとする。

（例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出）

(2) 積算方法

ア 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

イ 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。

ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計図書の数量	→ 設計変更不可。
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量＜証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注）設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

ウ 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。

エ 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。（単価合意比率を考慮）

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

オ 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

(3) 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。